2　権利の変更及び弁済方法
別表７－４「更生担保権弁済計画表（株式）」記載の債権については、平成22年３月末日までに株式を売却し、売却代金から売却に要した費用を控除した金額を、代金受領の日から１ヶ月以内に弁済する。当該弁済額が確定更生担保権額を上回った場合、あるいは下回った場合には、前記第１の２⑵ア③又は④の定めを準用する。また、上記期間内に売却できなかった場合については、前記第１の２⑵イ④の定めを準用する（但し、同④記載のうち「平成25年」は「平成22年」に、「平成26年」は「平成23年」にそれぞれ読み替えるものとする。）。

第５　動産売買先取特権に基づく更生担保権
１　確定債権
合計　470万4000円
別表７－５
（内訳）省略
（債権者数）１名
２　権利の変更及び弁済方法
別表７－５「更生担保権弁済計画表（動産売買先取特権に基づく更生担保権）」記載の債権については、確定更生担保権額全額を弁済するものとし、平成22年３月末日を第１回目の支払日とし、以後、毎年３月末日を定期弁済日として、平成26年３月末日まで合計５回にわたり均等額を分割弁済する。

第６　預金にかかる更生担保権
所有権留保物件を目的とする更生担保権であったものが、更生計画認可決定日までの間に、当該物件の売却により、売却代金から第３章第１節第１の２⑵ア②に定める各諸経費を控除した金額が預金として預け入れられ、これに更生担保権者のための質権が設定された場合には、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内に、預金を解約して払い戻しを受けることにより一括弁済する。

第２節　優先的更生債権の権利の変更と弁済・納付方法
第１　租税等の請求権
１　届出債権
合計　2008万7589円及び額未定
別表８－１
（内訳）省略
（債権者数）77名
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日）までの延滞金等及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等については、徴収権者の意見を聴いた上で、その全額について免除を受ける。
⑵　免除後の債権を、平成22年３月末日限り、一括納付する。
第２　労働債権
１　確定債権
合計　194万4720円
別表８－２
（内訳）省略
（債権者数）１名
２　権利の変更及び弁済方法
労働債権は、確定債権の全額を、平成22年３月末日限り、一括して弁済する。
３　更生計画認可決定前に退職した従業員にかかる退職金請求権の取扱い
基準日の翌日以降更生計画認可決定日までの間に、自己都合により退職した者が会社更生法第140条２項に基づいて有効に届出した退職金債権については、確定した債権額に限り、平成22年３月末日限り、その全額を一括して弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法
１　確定債権
合計　13億5483万5914円及び額未定
別表９
（内訳）省略
（債権者数）208名
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　利息・遅延損害金については、認可決定日に全額免除を受ける。
⑵　免除後の確定債権額（以下、元本総額という。）は、次の区分に従って免除を受ける。
元本総額（債権の各部分につき）　免除率　弁済率
金30万円以下の部分　0%　100%
金30万円超の部分　91%　9%
⑶　元本総額のうち、金30万円以下の部分は、平成22年３月末日に一括弁済し、他方、金30万円超の部分は、平成23年以降平成31年まで毎年３月末日限り、合計９回にわたり均等額を分割弁済する。但し、均等額にすると１円未満の端数が生じる場合には、９回目までの弁済額は１円未満の端数を切り上げ、10回目に残額を支払う形で調整する。
⑷　上記⑶にかかわらず、管財人は、裁判所の許可を得て、各分割弁済額について、割引率５%によって計算した一括弁済日における現在価値相当額の合計額を、通常の一般更生債権者の全てに対して一律に、一括弁済することができる。この場合、裁判所の許可を得た日から３ヶ月以内に一括弁済日を定める。
⑸　上記⑷による一括弁済がなされたときは、前記⑶による分割弁済額の合計額から、既弁済額及び一括弁済額を控除した残額につき免除を受ける。この場合の債務免除の時点は、上記⑷の一括弁済時とする。

第４節　弁済・納付に関するその他の事項
第１　弁済・納付の場所等
１　本更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本社（東京都中央区日本橋富沢町８番６号）において行う。但し、更生担保権者又は更生債権者が預金口座を指定し、当該口座への振込みを求めた場合には、更生会社が振込手数料を負担し、債権者の指定する口座に振り込む方法により弁済する。
２　弁済日が銀行休業日である場合は、翌営業日に弁済する。
第２　放棄・取下げ債権の取扱い
更生計画認可決定日までに確定した更生担保権又は更生債権の一部の放棄・取下げがあった場合には、放棄又は取下げ後の債権額に基づいて本章の定めを適用し、その結果、算出した金額を弁済額とする。
第３　譲渡債権等の取扱い
確定した更生担保権又は更生債権の譲渡若しくは移転がなされた場合においても、権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として適用する。なお、一部譲渡又は一部移転の場合は、債務の免除は新旧権利者双方がその債権額に按分して負担する。
第４　端数処理・弁済充当の順序
１　本章の定めによる更生担保権者又は更生債権者への弁済額の算出にあたっては、１円未満の端数は切り上げる。
２　弁済する更生担保権又は更生債権の中に利息、遅延損害金を含む場合の弁済の充当順序は、別に定めのない限り、遅延損害金、利息、元本の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。
第５　免除の効力発生日
更生債権に対する免除の効力は、特段の定めのない限り、更生計画認可決定日において生ずるものとする。

第４章　担保権等に関する措置
第１節　存続する担保権
第１　存続する担保権
１　不動産にかかる担保権
⑴　担保権の存続
別表11－１－１「存続する担保権一覧表（継続使用を予定する不動産）」及び別表11－１－２「存続する担保権一覧表（処分を予定する不動産）」記載の根抵当権は、更生計画認可決定後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。
⑵　根抵当権の元本確定
ア　別表11－１－１「存続する担保権一覧表（継続使用を予定する不動産）」及び別表11－１－２「存続する担保権一覧表（処分を予定する不動産）」記載の根抵当権について、その担保すべき元本は、更生計画認可決定によって、同表の「新しい債権額」欄記載の額に確定する。